

7 高齢者福祉サービス

◎高齢者に役立つ物品の貸与・給付や助成など

7-1 杖の支給

歩行が困難な高齢者の安全のため、杖を支給します。

●対象となる人 次の要件をすべて備えている人。

- ①在宅で生活している65歳以上の人
 - ②以前に杖の支給を受けていない人
 - ③日常生活において歩行が困難な人
 - ④平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ※申請後、市職員による訪問調査時に杖を支給します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352



7-2 日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー)

高齢者の生活に役立つ便利な生活用具を給付します。

●対象となる人 市民税・県民税所得割が非課税の世帯に属していて、下記の要件をすべて備えている在宅の65歳以上の人。
(ただし、以前に市より同種類の給付を受けていないこと)

種類	要件
自動消火装置	1.ひとり暮らしまたは高齢者のみで生活していること
電磁調理器	1.ひとり暮らしまたは高齢者のみで生活していること 2.心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要であること
シルバーカー	1.歩行が困難なこと

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-3 介護用品(紙おむつ等)の支給

在宅の重度要介護者を支援するため、紙おむつ等を毎月宅配にて支給します。

●対象となる人 次の要件をすべて備えている人。

- ①市内の自宅等で生活していること(入院、施設入所している場合は対象外)
- ②要介護3・4・5の認定を受けていること
- ③市民税・県民税の額が65,000円以下であること
- ④生活保護の受給者でないこと

●介護用品の支給について 利用の決定通知とともに、市よりカタログを送付します。

月額8,900円分を上限にカタログから選択

※介護用品の支給を受けている人が入院された場合、別途助成制度あり。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-4 補聴器購入費用の助成

聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が補聴器を購入する際の費用を助成します。

●対象となる人

次の要件をすべて備え、在宅で生活する 65 歳以上の人。

①生計中心者の市民税・県民税所得割が非課税の世帯に属していること

②聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと

※聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの人は、障害福祉課（☎ 047-436-2309）までお問い合わせください。

③購入日の翌日から起算して 1 年以内の申請であること

※船橋市へ転入前に購入した補聴器については助成できません。

④過去に補聴器購入費用の助成を受けていないこと（1 人 1 台限り）

⑤医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること

※診断書料の助成はございません（提出は後からでも可）。

●助成額

補聴器の購入に要した費用（上限 3 万円）。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-5 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の交付

通院等でタクシーを利用するときに運賃の一部を助成する福祉タクシー乗車券（要介護者等）を交付します。

●対象となる人

市内在住で要支援 2 または要介護 1 ~ 5 の認定を受けている人。

①身体障害者手帳 1 ~ 2 級（すべての障害部位）

視覚または下肢・体幹機能障害 3 級、
腎臓機能障害（人工透析治療を受けてい
る人に限る）3 ~ 4 級

②療育手帳Ⓐの 1 ~ A の 2

③精神障害者保健福祉手帳 1 級

①②③をお持ちの人の
申請窓口は障害福祉課
(☎ 047-436-2345)
になります。

●助成額

市が協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、運賃の半額を助成（助成上限 1,200 円）します。

※乗車 1 回で福祉タクシー乗車券（要介護者等）1 枚利用可。

※介助料金等は助成対象外。

●交付枚数

・要支援 2 または要介護 1 ~ 2 ……年度 12 枚

・要介護 3 ~ 5 ……制限無し

●申請時に必要なもの

介護保険被保険者証、金融機関口座がわかるもの

●利用上の注意

福祉タクシー乗車券（要介護者等）とあわせてお渡しする「利用案内」
をよくお読みの上ご利用ください。

●利用できる タクシー会社

「利用案内」に記載しています。また船橋市ホームページからも閲覧できます。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-6 はり・きゅう・マッサージ等費用の助成

施術費用のご負担を軽減するために、助成券を交付します。

●助成額

助成券 1 枚（1 回の施術）につき 800 円

※保険適用の施術には利用できません。

●申請に必要なもの

保険証などのご本人の確認ができる書類

※下記①の「高齢者はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」を申請される人で転入等により税額が確認できない場合、前住所地の非課税証明書が必要になります。

※下記②の「老々家族介護支援はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」を申請される場合、介護保険被保険者証も必要になります。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

はり・きゅう・マッサージ等費用助成券の種類	対象となる人	助成枚数
① 高齢者	70歳以上の市民税・県民税非課税の人	年度12枚
② 老々家族介護支援	65歳以上の高齢者のみの世帯において要介護2以上の認定を受けている人在宅で介護している家族	年度24枚
③ 高齢者介護予防促進 ※介護予防事業等に全回数参加されていて、助成券を希望される人は、高齢者福祉課にご連絡ください。	介護予防事業等（※下記参照）に全回数参加した65歳以上の人	1事業につき12枚（ただし、1年度に1事業のみ対象）

介護予防事業等とは

介護保険制度の「総合事業」として健康づくり課から委託されたスポーツクラブや介護サービス事業所等のほか、公民館において、一定基準のもとに実施する運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした教室

●生き生きと若々しく過ごすための教室（44ページ参照）など

65歳以上の人を対象に広報ふなばし等で募集する介護予防教室

●介護予防事業に関するお問い合わせ

健康づくり課 ☎ 047-409-3817



◎高齢者の安否確認サービスなど

7-7 緊急通報装置の貸与

在宅の高齢者に、急病などの緊急時に通報を行うことができる装置を貸与します。通報すると受信センターへつながり、救急車の要請や、警備員の駆け付けによる安否確認を行うことができます。

※警備員は身体介護等はできません。

※警備会社が自宅の鍵をお預かりしたうえで、装置を貸与します。



上記写真以外の機種が貸与される場合がありますのでご了承ください。

対象となる人		費用
①	常に安否の確認を必要としている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等（日中ひとり暮らしの人、同居家族の心身に問題があり緊急時に対応できない場合も含みます）	無料
②	緊急時の対応に、不安感を持っている 75 歳以上のひとり暮らし高齢者	2,200円（税込）／月 (ただし、市民税・県民税非課税の人は1,100円(税込)／月)

常に安否の確認を必要としている人とは？

1. 加齢による慢性的な病気や、発作を伴う疾病をお持ちの人

主なものとして、心臓病・脳血管疾患・高血圧・糖尿病・喘息・メニエール病など

2. 転倒の危険性が高い人

過去に転倒して動けなくなった人、室内で転ぶことが多い人など

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-8 声の電話訪問

孤独感の解消と安否確認のため、定期的に電話で訪問します。

●対象となる人 65 歳以上のひとり暮らしで、安否の確認を必要としている人。

●訪問できる日時 月・水・金曜日の午前 10 時～12 時、午後 1 時～3 時（毎月第 1 月曜日、祝日、休日および年末年始は除く）

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

安心登録カード

詳しくは 67 ページを参照してください。

シルバーカード

詳しくは 101 ページを参照してください。



7-9 配食サービス(食の自立支援事業)

食事づくりが困難な高齢者等に、希望される月曜日～金曜日の昼・夕食（祝日、休日および年末年始は除く）にお食事をお届けします。お届けするお食事は、普通食・きざみ食・粥食のほか、各種制限食（カロリー、塩分、たんぱくなど）をお選びいただけます。また、お届けと併せて安否の確認も行います。

なお、希望する人には毎月食事内容をご提示いただきますと、管理栄養士が内容を分析し栄養指導を行う「栄養管理サービス」を実施いたします。



- 対象となる人 おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、食事づくりが困難な人。
- 費用 メニューによって異なります。（栄養管理サービスは無料）
- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-10 ふれあい収集

日常的なごみ出しにお困りの高齢者や障害者のご自宅へ週に 1 回訪問し、玄関先から可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物を収集する事業です。ご希望の人には、収集時にお声かけもします。

- 対象となる人 自ら収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の人からの支援を得られない状況にあって、次のいずれかに該当する人。
 - ①ひとり暮らしで、以下のア～エのいずれかに該当する人
 - ア 要介護 1～5 の認定を受けている人
 - イ 身体障害者手帳 2 級以上の障害のある人（視覚または肢体不自由障害の人は 3 級以上）
 - ウ 療育手帳 A 以上
 - エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
 - ②①のア～エのいずれかに該当する人で、その同居者も全員が①のア～エのいずれかに該当する人
- ※ 訪問介護（ホームヘルプサービス）でごみ出しができる場合は対象にななりません。
- 費用 無料
- お問い合わせ 資源循環課 計画係 ☎ 047-436-2433

7-11 クリーンサポート収集

65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし、または高齢者のみの世帯）、障害者のみの世帯などで、自分たちで粗大ごみを玄関先等収集場所まで運ぶことができない場合、屋内より持ち出し収集を行います。

●お問い合わせ 粗大ごみ受付センター ☎ 047-457-4153

7-12 「広報ふなばし」の無料配布

「広報ふなばし」は新聞折込により配布しています。新聞をとっていない人で「広報ふなばし」の配布を希望する人には、委託業者が発行日に無料で戸別配達（ポスティング）いたします。申し込みは広報課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所へ。なお、戸別配達をお申し込みいただくと、「選挙公報」も届きます。

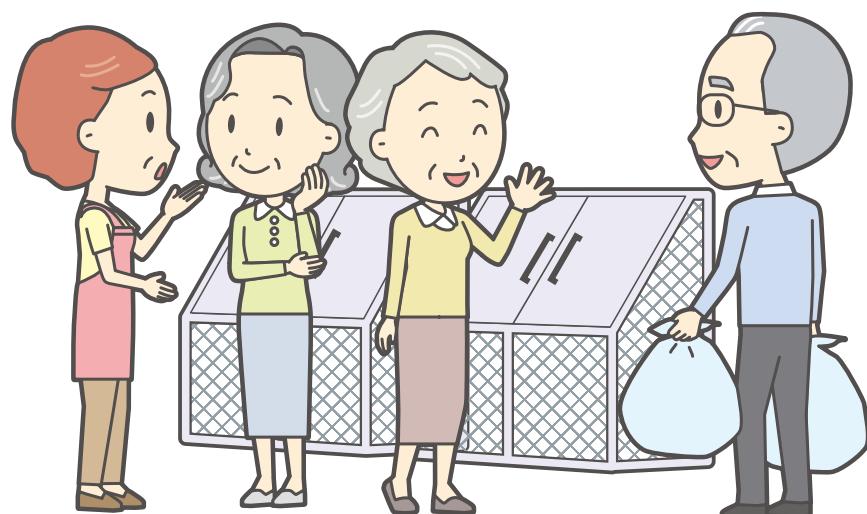
また無料アプリ「マチイロ」をダウンロードするとスマートフォンやタブレットでも見られます。

●お問い合わせ 広報課 ☎ 047-436-2012



上記コードから「マチイロ」をダウンロードできます

※スマートフォン用アプリによって読み取れない場合があります



7-13 寝具乾燥消毒車の派遣

ねたきりまたはひとり暮らしで、日照や人手などの理由により寝具の自然乾燥が困難な人を対象に、乾燥消毒車を月1回派遣します。

- 対象となる人 65歳以上の人で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきりまたはひとり暮らしの人。
- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-14 訪問理美容サービス

理容院・美容院へ出向くことが困難な重度要介護者の自宅を、理容師・美容師が訪問して、カットを行います。

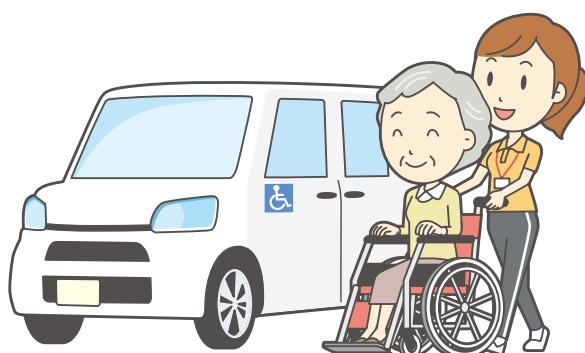
- 対象となる人 在宅で要介護4・5の認定を受けている人。
※船橋市理容組合・美容組合加盟店のみ利用可。
- 費用 理美容料金は自己負担となります。
(カット 理容3,900円、美容3,880円)
※出張費用は市が負担します。
- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-15 福祉リフトカーの利用

福祉リフトラウンド号（運行）

在宅のねたきり高齢者等の通院・入退院や社会生活上必要な用務のため、その介助者とともに利用できます。利用には障害福祉課への登録が必要です。運転は職員が行いますが、家族の人などが必ず付き添ってください。

- 運行範囲 リフトカー保管場所を9時に出発し、17時までに帰着できる範囲
- 利用料 無料。ただし、燃料代および有料道路代・駐車料金は利用者の負担となります。
- お問い合わせ 登録申請：障害福祉課 ☎ 047-436-2345
利用予約：(福) 船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653



◎日常生活の軽易なお手伝い

7-16 軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員（有償ボランティア）を派遣し、日常生活上の軽易なお手伝いをします。

- 対象となる人 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯（介護認定のある40歳～64歳の人を含みます）。
- サービス内容 居室等の掃除、買い物、洗濯、食事の準備・簡単な調理、有価物（新聞・雑誌）の搬出、手紙の代筆・投函など。
※身体介護・医療関連行為・金銭管理は行えません。
- 利用料 1回（1時間）につき400円（ただし、市民税非課税世帯は無料）
- 利用回数 原則週1回1時間まで
- 派遣できる日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、休日および年末年始は除く）
- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-17 生活・介護支援センターの養成・派遣

ボランティアをする意志のある高齢者等を対象として生活・介護支援センター（有償ボランティア）を養成し、高齢者宅や介護施設に派遣します。

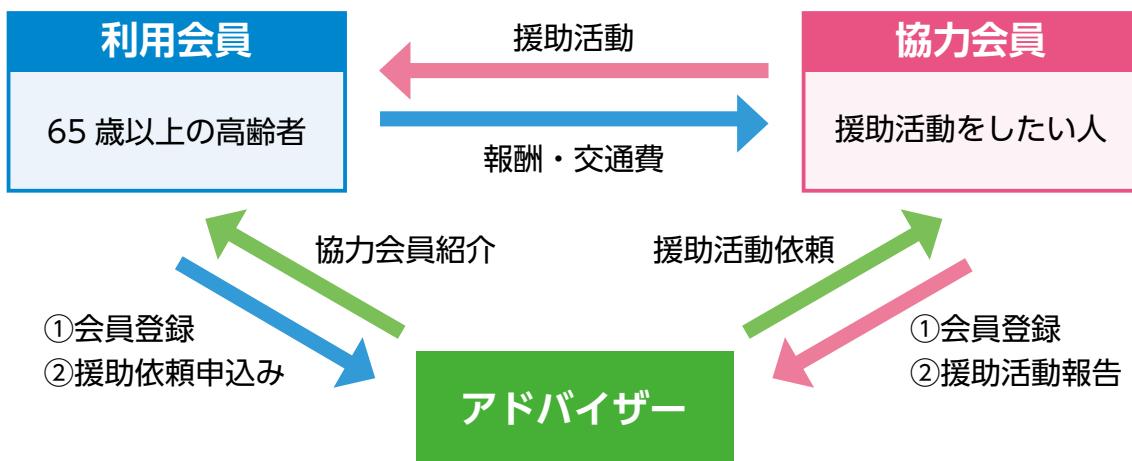
派遣	対象となる人等	①介護が必要な65歳以上の在宅高齢者 ②介護施設の運営事業者
	サービス内容	上記①では、家事援助中心のサービスとして、清掃、洗濯、食事の準備、買い物等を行います。 ※身体介護・医療関連行為・金銭管理は行えません。 上記②では、介護従事者の業務の補助として、清掃、ベッドのシーツ交換、洗濯等を行います。
	派遣できる日時	月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 (祝日、休日および年末年始は除く)
	利用料	1時間500円
	申込み	高齢者福祉課へ申請、登録後の派遣となります。
	対象となる人	60歳以上の人。
養成	募集人数	年度40人を予定。（募集については広報ふなばし等でお知らせします。）
	登録について	研修後、生活・介護支援センターとして登録します。（費用無料）
	申込み	公益財団法人船橋市福祉サービス公社 ☎ 047-420-7331へご連絡ください。

- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-18 ファミリー・サポート・センター(介護)

地域で生活上の手助けをして欲しい人（利用会員）と、お手伝いをしたい人（協力会員）の会員組織による地域の中での支援活動（相互援助）です。

ファミリー・サポート・センター(介護)のしくみ



●会員になる人

利用会員（援助を受ける人）：市内在住の65歳以上の高齢者。

協力会員（援助をする人）：心身ともに健康で、市内在住の20歳以上の人。

●サービス内容

買い物、掃除、洗濯、有価物（新聞・雑誌）の搬出、病院の付添い等の日常生活上の軽易なお手伝い。

※身体介護・医療関連行為・金銭管理は行えません。

●援助できる時間帯

午前6時～午後10時

●利用料（報酬）

利用会員は、協力会員の援助活動に対して、下記の利用料（報酬）を直接お支払いいただきます。

区分	1時間の利用料（30分あたり）
月曜日～金曜日	750円（380円）
土日、祝休日、年末年始	960円（480円）

援助時間が1時間を超えた場合、30分単位で計算します。

最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。

援助活動は原則として利用会員宅で行いますので、交通費も利用会員に負担していただきます。

●お問い合わせ

公益財団法人 船橋市福祉サービス公社内

ファミリー・サポート・センター（介護） ☎ 047-420-7331

7-19 緊急一時支援員の派遣

ひとり暮らし高齢者等が、病気やけがなどで急に体調が悪くなった時に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

●対象となる人

次の要件をすべて備えており、在宅で生活する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。
①要支援および要介護認定を受けていないこと
②病気・けがなど急な体調変化で、日常生活上の一時的な支援を必要とすること

●サービス内容

病院や薬局への付き添い、食事・食材の買い物、簡単な調理など。
※金銭管理や身体介護は行えません。原則として、一事例につき 1 回のみの派遣となります。

●利用料

1 時間につき 500 円

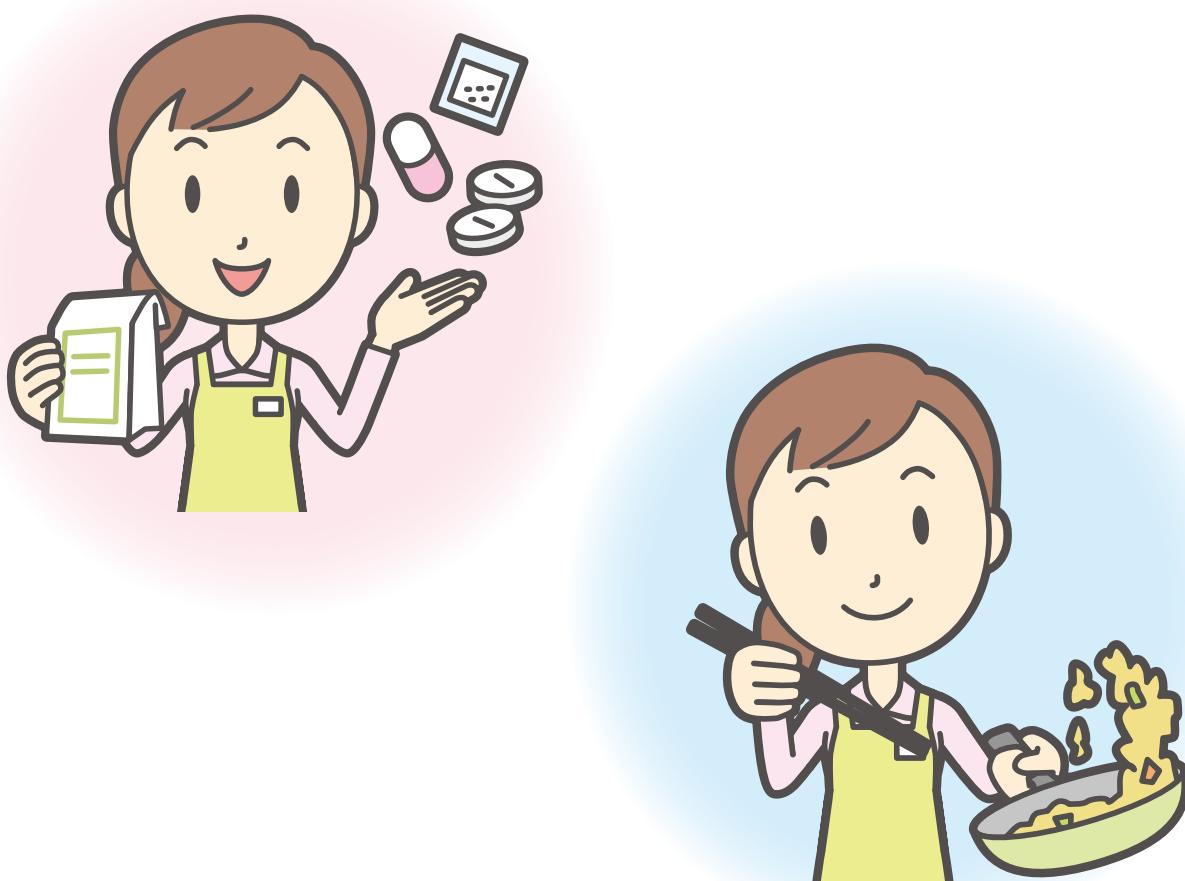
●派遣できる日時

月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日、休日および年末年始は除く）

※原則、申込みのあったその日のうちに支援員を派遣します。

●派遣申込先およびお問い合わせ

公益財団法人船橋市福祉サービス公社 ☎ 047-436-2832



◎ その他の高齢者支援サービス

7-20 障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、市から障害者等に準ずると認定された人を対象に、税の所得控除（障害者控除または特別障害者控除）が受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※認定書は**その年の申告に限り有効**です。

※この認定書は税の所得控除のみに使用できるものであり、**障害者としてのサービスが受けられるものではありません**。

※控除を受けるためには、**確定申告等が必要になります**。

● 対象となる人

認定基準日現在で満65歳以上の人で認知症または身体の障害により日常生活に支障のある人

※所得税や市民税・県民税が非課税の方は必要ありません。

※身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などにより、特別障害者控除が受けられる方については該当しません。

● 認定基準日

税の所得控除を受けようとする対象年の12月31日（対象年中に死亡した場合は、その死亡日）

● 認定の審査

介護保険の認定調査資料をもとに審査します。

※介護認定を受けていない人は、医師の診断書等により審査します。

● 申請の受付・

交付時期

認定の申請は、対象年の11月から受け付けいたします。

認定の結果は郵送により、申請から2週間ほどでお知らせいたします。

なお、過年分の認定書の申請につきましては隨時受け付けております。

● お問い合わせ

認定書に関すること

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

所得税に関すること 船橋税務署 ☎ 047-422-6511

市民税に関すること 船橋市役所市民税課 ☎ 047-436-2214



7-21 高齢者運転免許証自主返納サポート事業

運転に不安を抱える高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進し、高齢ドライバーによる運転事故防止を図る事業です。「運転経歴証明書」または「運転経歴証明書交付済シールをケースに貼付したマイナンバーカード」を提示した65歳以上の高齢者に対して、事業に協賛する店舗が、さまざまな特典やサービスを提供します。



(例) ドリンク1杯サービス、メガネ10% OFFなど

利用方法や協賛店舗などの事業の詳細については船橋市ホームページをご覧ください。

- ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/005/p114952.html>
- お問い合わせ 市民安全推進課 安全推進係 ☎047-436-2292



7-22 特別障害者手当

在宅で日常生活において常時特別な介護を必要とする方に手当を支給します。

受給資格	<ul style="list-style-type: none"> ●著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方で、 <ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所していないこと^{*1} ・3ヶ月以上継続して入院していないこと ●所得制限あり^{*2}
対象者の目安	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の個別等級で、おむね1級(2級の一部)の障害が2つ以上ある ●療育手帳Ⓐの1 ●最重度の身体障害または精神障害により、常時特別な介護が必要 ●その他上記の障害と同程度にある方
支給月	2月・5月・8月・11月
支給月額	29,590円 ^{*3}
その他	認定診断書等の提出が必要です(一部省略可)。 審査の結果、非該当となる場合もあります。

* 1 グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の一部施設は対象となります。

* 2 所得制限限度額は、本人・配偶者等の扶養人数によって異なります。

* 3 金額等は令和7年4月1日時点のものであり、今後、変更となる場合があります。

- お問い合わせ 障害福祉課 ☎047-436-2340

7-23 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

生活福祉資金貸付制度の一部である「不動産担保型生活資金」は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、当該不動産を担保として生活資金を貸し付ける貸付金です。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。※収入制限や審査があります

- お問い合わせ (福) 船橋市社会福祉協議会 ☎047-431-5877

7-24 家族介護慰労金の支給

重度の要介護者を在宅で介護している家族に、慰労金を支給します。

- 対象となる人 次の要件をすべて備えている要介護認定者を在宅で介護する家族。

- ①要介護4・5の認定を受けて1年以上経過していること
- ②市民税非課税の世帯に属すること
- ③過去1年間介護保険サービス（年間7日間のショートステイの利用は除く）を受けていないこと
- ④過去1年間通算して90日を超える入院をしていないこと
- ⑤生活保護の受給者でないこと

- 支給額 年額15万円 ※該当すると思われる人は、高齢者福祉課までご連絡ください。

- お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-25 家族のための介護教室

要介護者等を介護する家族や介護に関心のある人を対象に、在宅介護の知識や心構え、適切で具体的な介助の方法などを習得する教室です。介護力の向上を図り、ご本人の生活の自立支援やご家族の介護負担の軽減を目指します。

開催日時および開催場所は、市ホームページや広報ふなばしでお知らせします。また、チラシを地域包括支援センター、在宅介護支援センター等で配付しています。

- お問い合わせ 地域包括ケア推進課 地域包括支援係 ☎ 047-436-2882



7-26 協力医療機関短期入所

医療依存度が高い要援護高齢者について、介護者が一時的に介護できない場合に船橋市医師会が指定した協力医療機関に入院することができるよう調整いたします。

- お問い合わせ 中部地域包括支援センター 北本町1-16-55 ☎ 047-423-2551

7-27 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。市内24地区の地区社会福祉協議会（67ページ参照）の活動を支援しているほか、市全体を対象としたボランティア活動振興事業や日常生活自立支援事業、低所得者支援対策事業などを推進しています。



- 主な活動 ボランティアセンターの運営、権利擁護センターの運営（74ページ参照）、生活福祉資金の貸付事業（65ページ参照）等。

- お問い合わせ （福）船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653

7-28 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）は、（福）船橋市社会福祉協議会の支部として、市内24地区コミュニティに組織されています。町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域の皆さんのが協力しながら、地域の実情に合った福祉サービスを提供するため活動しています。各地区社協は、公民館などを拠点に、専任の事務局員を置き、地域の皆さんや団体との連絡調整を図り、さまざまな事業を行っています。

●主な活動

・ミニディイサービス事業

自力で会場に来ることのできるひとり暮らしや日中一人になる高齢者の方等を対象に、レクリエーションや会食、健康チェックなどふれあいのひと時を過ごしていただきます。



・ふれあい・いきいきサロン事業

趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供しています。この事業は地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。月1回から2回程度、公民館や町会・自治会会館等で開催しています。



・助け合い活動

掃除や買い物、ゴミ出しなどの家事援助を「お互いさま」の気持ちに基づいて各地域のボランティアが提供しています。



・車イス貸出事業

歩行困難により一時的に日常生活で車イスが必要な方に、2カ月間を限度として1日70円で車イスの貸し出しを行っています。貸し出しの際、申請者の身分証が必要になります。

・安心登録カード事業

65歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみのご家庭や障がいのある方などに対し、地域の皆様方（地区連絡協議会（町会・自治会）や地区民生児童委員協議会（民生委員・児童委員）、地区社会福祉協議会等）が日頃の見守り活動を行います。日頃から顔の見える関係を築き、災害時の救援・支援体制の構築にも役立てます。

●お問い合わせ

各地区社会福祉協議会（115ページの一覧をご覧ください）

7-29 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

福祉サービス公社は、市内の高齢者、障害者、妊産婦や育児を行う家族等を対象とする福祉サービスの提供を市民の理解と協力を得て行うとともに、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、また、船橋市の公的福祉サービス事業の受託事業者として、市民の皆様一人ひとりのニーズに沿った、多彩で質の高い総合的福祉サービスを提供しています。

在宅福祉サービス事業（さざんかホームヘルプサービス）

65歳以上の高齢者で、公的なサービスの対象ではないが、日常生活に支援が必要な方の家事等の軽減を図るため「福祉サービス協力員」を派遣します。

聴覚障害者支援事業

市の聴覚障害者支援（設置・派遣）事業等との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を支援するため、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

シニアピア・傾聴ボランティア事業

高齢者の自立を支援するとともに、同世代の高齢者が向かい合い、支えあう「ふれあいケア」を推進するため、元気な高齢者を「傾聴ボランティア員」として育成する養成講座を実施します。



養成した「ボランティア員」を、悩みや不安、寂しさを抱える高齢者宅等へ派遣し、高齢者の話に耳を傾けることにより、「心のケア」を図ります。

介護保険法にかかる事業

- 居宅介護支援（ケアプランの作成） ▪ 訪問介護
- 介護予防訪問型サービス ▪ 介護予防生活支援サービス



障害者総合支援法にかかる事業

- 居宅介護 ▪ 重度訪問介護 ▪ 同行援護
- 移動支援 ▪ 特定相談支援

相談支援サービス事業

介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士等の専門職による在宅介護に関する相談・助言および福祉に関する情報提供を行います。

人材育成・研修事業・普及啓発事業

在宅福祉等を担う人材を市民の参加を得て養成していくとともに、介護技術の向上を目的に研修の開催や介護職員を目指している人の在宅同行実習の受入れを行うほか、在宅福祉等に関する事業の情報をお知らせしたり、各講座を開催して普及啓発を図ります。

市からの受託事業

○高齢者への援助事業

- 配食サービス ▪ やすらぎ支援員訪問
- ファミリー・サポート・センター（介護）
- 軽度生活援助 ▪ 生活・介護支援ソーター
- 緊急一時支援 ▪ 介護認定訪問調査
- 一般介護予防 ▪ 介護に関する入門的研修



○障害者への援助事業

- 聴覚障害者支援（設置・派遣）
- 手話通訳者養成 ▪ 手話奉仕員養成 ▪ 要約筆記者養成
- 中途失聴者・難聴者の手話講習会 ▪ 聞こえのソーター

○その他の援助等事業

- ファミリー・サポート・センター（育児）

○東老人福祉センター指定管理事業

●お問い合わせ 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社 ☎ 047-436-2832

長寿のカギは口にあり！ 最近、食事に関するお困りごとはありませんか？

- かむ力が弱くなった。
- 食べこぼす。ためこむ。
- 食事の時間が長くなった。
- むせることが多くなった。
- 入れ歯が合わない。
- お口の中が汚れている。
- 最近瘦せてきた。



ひとつでも当てはまる方はいらっしゃいますか？

放っておくと大変なことになるかも...。歯科医院を受診しましょう。

●訪問診療に関するお問い合わせ

公益社団法人 船橋歯科医師会（口腔保健支援センター） ☎ 047-424-4855